

## 日を単位とした時差勤務の見直しについて（案）

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から当分の間の特例として、時差勤務を導入している職場の全職員について、月又は週を単位とした割振り期間の中で、日を単位とした時差勤務の振分けを可能としてきたところであるが、職員の柔軟で多様な働き方の推進に取り組む観点から、日を単位とした時差勤務について見直しを行う。

### 2 改正内容

#### ○ 日を単位とした時差勤務の対象範囲

現 行	改 正 案
時差勤務を導入している職場の <u>育児・介護・通院などの事由がある職員</u>	時差勤務を導入している職場の <u>全職員</u>

### 3 実施時期

令和5年5月8日

※ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更を踏まえ実施